

運営規程

社会福祉法人多摩養育園
桜の里ケアマネジメントセンター

桜の里ケアマネジメントセンター

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人多摩養育園の開設する桜の里ケアマネジメントセンター（以下「センター」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を行うために、人員及び管理運営に関する事項を定め、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、センターの介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(事業の運営)

第2条 センターの介護支援専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助をおこなう。

2. 事業の実施にあたっては利用者の意志および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な福祉保健医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるような中立公正な立場で調整する。
3. 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の福祉、保健、医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 桜の里ケアマネジメントセンター
- (2) 所在地 東京都八王子市犬目町 560 番地（特別養護老人ホーム桜の里内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び勤務内容等は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センターの従業者及び業務の管理を一元的に行い、居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員等

主任介護支援専門員 1名

介護支援専門員 2名

介護支援専門員は居宅介護支援事業を提供する。

(3) 事務職員 1名

居宅介護支援事業に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（但し、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）
- (2) 時 間 午前9時から午後5時（但し、緊急の場合は電話等の対応を行う）

(居宅介護支援の提供方法、内容及び料金)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、その利用料は厚生労働大臣の定める基準とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員等は利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
- (2) 作成にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス提供者に関して、利用者の合意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 利用者が介護保険施設の利用を希望した場合は、介護保険施設の紹介その他の便宜を図る。
- (4) 課題の分析を利用する方式は「包括的自立支援プログラム」を用いる。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、定期的もしくは状況によって訪問することにより、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の調整を行う。
- (6) 介護支援専門員等は、必要に応じ担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (7) 介護支援専門員等は指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うと共に相談に応じることとする。

- (8) 指定居宅支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。
- ①八王子市内は無料とする。
 - ②事業所から自転車もしくは徒歩の場合は無料とする。
 - ③市境を越え、1キロメートルの場合、1キロメートルにつき10円。
 - ④前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八王子市内とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する等必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他の運営上の留意点)

第10条 センターは介護支援専門員等の資質の向上を図るため研修の機会を設ける。

- (2) 従業者は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後についても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人多摩養育園と事業所の管理者との協議に基いて定めるものとする。

附則

平成12年4月1日から施行する。

第1条を一部改正、 第8条1項～4項を第9条1項～4項に訂正、新たに第8条を加筆

平成27年11月19日 制定、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月24日 制定、平成29年4月1日から施行する。

令和6年3月15日一部改正し令和6年4月1日から施行とする。